

- 1 計画等の案の名称
北海道地球温暖化防止対策条例の一部改正（素案）
- 2 参考資料の名称
 - (1) 北海道地球温暖化防止対策条例の一部改正（素案）について（概要）
 - (2) 北海道地球温暖化防止対策条例の一部改正（素案）について
 - (3) 北海道地球温暖化防止対策条例（現行）
 - (4) 北海道地球温暖化防止対策条例施行規則（現行）
- 3 計画等の案及び参考資料の入手方法
 - (1) 北海道のホームページ（環境生活部ゼロカーボン推進局気候変動対策課ホームページ）への掲載（URL：<https://www.pref.hokkaido.lg.jp/ks/tot/136775.html>）
 - (2) 以下の場所での閲覧及び配布
 - ア 北海道環境生活部ゼロカーボン推進局気候変動対策課（道庁12階）
 - イ 北海道総務部行政局文書課行政情報センター（道庁別館3階）
 - ウ 各総合振興局及び各振興局（石狩振興局を除く）の行政情報コーナー
- 4 意見等の募集期間
令和4年（2022年）12月14日（水）～令和5年（2023年）1月13日（金）
- 5 意見等の提出方法及び提出先
 - (1) 郵便 〒060-8588 札幌市中央区北3条西6丁目
北海道環境生活部ゼロカーボン推進局気候変動対策課（気候変動対策係）
 - (2) ファクシミリ 011-232-4970
 - (3) 電子メール kansei.kikou@pref.hokkaido.lg.jp
- 6 意見募集結果の公表時期
提出された意見については、意見に対する考え方と共に令和5年2月上旬を目途に「道民意見提出手続の意見募集結果」を公表します。
なお、意見募集の結果の公表は「3 計画等の案及び参考資料の入手方法」に記載の方法に準じて行います。
- 7 その他
 - (1) 意見の提出に当たっては、日本語でお願いします。
 - (2) 意見の提出に当たっては、住所、氏名（団体の名称）を記載してください。
なお、意見の要旨と併せて、意見を提出された方の住所（市町村名のみ）を公表することがあります。
 - (3) 意見が長文の場合や大部の資料を添付する場合は、併せてその要旨を提出してください。
 - (4) 電子メールによる意見の提出は、ファイル形式をテキスト形式とし、添付ファイルによる提出はご遠慮願います。
 - (5) 意見受付後、約3日（土曜・日曜日、休日を除く）以内に受け付けた旨をご連絡いたしますので、連絡がない場合は、電話・ファクシミリ・郵便等でお問い合わせ願います。
なお、連絡は、電子メールの送信・電話・ファクシミリ・郵送等により行います。
 - (6) プライバシーを侵害する意見、誹謗中傷などの差別を助長する意見、個人情報に記載された意見は公表しない場合があります。

問い合わせ先

環境生活部ゼロカーボン推進局
気候変動対策課（気候変動対策係）
電話：011-204-5190